

申請手続きの流れ（広島市民間建築物アスベスト除去等補助事業【分析調査】）

手続き	内容
<p>事前協議・申込み</p> <p>↓</p> <p>申込み多数の場合、抽選</p> <p>↓</p> <p>補助金の交付申請</p>	<p>補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助事業申込書 ②建築図面（建築確認時の図面、確認済証や確認通知書など） ③写真（建築物の外観、アスベストの吹付け状況が確認できるもの） ④建築物の所有者が確認できる書類（登記事項証明書など） <p>広島市都市整備局指導部建築指導課までお問い合わせください。</p>
<p>↓</p> <p>補助金の交付決定</p> <p>↓</p> <p>分析調査の契約・実施</p> <p>↓</p> <p>完了の報告</p>	<p>交付申請に係る書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書（様式第1号） ②登記事項証明書など補助対象建築物の所有者が分かるもの ③【申請者が管理者の場合】所有者と管理者の関係を証する書類 ④【申請者が管理者の場合】所有者の同意書 ⑤納税証明書（市税の滞納がない旨の証明） ⑥【共同所有されている建築物の場合】共有者全員の同意書 【区分所有されている建築物の場合】管理組合総会の議決書 または管理組合理事会記録簿等 ⑦写真（建築物の外観、アスベストの吹付け状況が確認できるもの） ⑧付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等 ⑨分析調査に係る補助対象経費の見積書 ⑩調査者が建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類 ⑪【消費税の課税事業者である場合】課税事業者届出書 <p>※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
<p>↓</p> <p>報告書の審査及び補助金額の確定</p>	<p>市から補助金の交付が決定したことを通知します。 交付決定通知書が届いてから分析調査に関する契約を結んでください。</p>
<p>↓</p> <p>補助金の交付請求</p>	<p>補助対象事業完了後、40日以内（かつ会計年度の1月末日まで）に実績報告書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①分析調査実績報告書（様式第9号） ②分析調査結果報告書の写し ③分析調査の実施に関する契約書の写し ④③の契約による費用の請求書の写し又は領収書の写し ⑤調査箇所の採取中及び採取後の写真 <p>※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
<p>↓</p> <p>補助金の交付</p>	<p>市で、補助対象事業が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。</p> <p>補助金交付請求書（様式第12号）を建築指導課に提出してください。</p> <p>市から補助金が、指定された口座へ振り込まれます。</p>

≪お問い合わせ先≫ 広島市 都市整備局 指導部 建築指導課
 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34
 TEL：082-504-2288 FAX：082-504-2529
 Eメール：kenchiku@city.hiroshima.lg.jp